

定住自立圏の形成に関する協定書



岩見沢市

長沼町

定住自立圏の形成に関する協定

岩見沢市（以下「甲」という。）と長沼町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定する中心市宣言を公表した甲と、当該中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携を図りながら、圏域に必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らすことができる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担し、連携を図るものとする。

（連携する取組分野及び内容並びに甲乙の役割分担）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野は、次に掲げるものとし、その取組内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、別表1から別表3に定めるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表1）
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表2）
- (3) 資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野（別表3）

（事務執行にあたっての連携及び分担）

第4条 甲及び乙は、別表1から別表3に定める取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、事務の執行にあたるものとする。
2 甲及び乙は、別表1から別表3に定める取組を推進するため、これらの表に規定するもののほか、必要な費用が生じた場合は、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
3 第1項の規定により、必要となる手続き又は人員の確保に係る負担並びに別表1から別表3及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議のうえ、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、予め議会の議決を経るものとする。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、予め議会の議決を経たうえで、その旨を他方に通告するものとする。
2 前項の規定による通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。
3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して、2年を経過した日にその効力を失う。但し、この協定の効力を失う日を、甲乙同意のうえ、別に定めたときは、この限りではない。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年3月26日

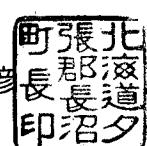
甲 岩見沢市鳩ヶ丘1丁目1番1号

岩見沢市長 松野



乙 夕張郡長沼町中央北1丁目1番1号

長沼町長 斎藤 良彦



別表1 [第3条(1)]

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

救急医療体制	取組内容	圏域住民が安心して必要な医療が受けられるよう、休日・夜間及び専門医の救急医療体制の確保に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、救急医療体制の確保に向けて取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、救急医療体制の確保に向けて取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
地域医療	取組内容	圏域の医療体制の充実を図るため、地域医療の推進に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、地域医療の推進に向けて取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、地域医療の推進に向けて取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
その他の医療分野	取組内容	医療に関するその他のことについて、甲乙連携の下、必要に応じて取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、医療に関するその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、医療に関するその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

2 福祉

障がい者福祉	取組内容	障がい者福祉に関する相談や地域支援体制の整備など、障がい者福祉の充実に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、障がい者福祉の充実に取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、障がい者福祉の充実に取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
高齢者福祉	取組内容	高齢者や介護に関する相談や地域支援体制の整備など、高齢者福祉の充実に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、高齢者福祉の充実に取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、高齢者福祉の充実に取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

その他の福祉分野	取組内容	福祉に関するその他のことについて、甲乙連携の下、必要に応じて取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、福祉に関するその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、福祉に関するその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

3 教育

学校教育	取組内容	児童生徒の個性を伸ばすことや学力向上、児童生徒に提供する教育環境の整備など、学校教育の推進について取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、学校教育の推進に取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、学校教育の推進に取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
生涯学習・社会教育	取組内容	スポーツや芸術・文化活動を通じた生きがいのある豊かな生活を送ることができるよう、生涯学習・社会教育の推進に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、生涯学習・社会教育を推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、生涯学習・社会教育を推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
その他の教育分野	取組内容	教育に関するその他のことについて、甲乙連携の下、必要に応じて取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、教育に関するその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、教育に関するその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

4 土地利用

土地利用	取組内容	地域特性を活かした都市機能の集約と役割分担並びに土地の有効利用の推進に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、都市機能の集約と役割分担並びに土地の有効利用に取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、都市機能の集約と役割分担並びに土地の有効利用に取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

5 産業振興

農業	取組内容	圏域の基幹産業である農業の振興に向けて取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、農業振興に向けた取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、農業振興に向けた取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
商工・雇用	取組内容	圏域における地域経済の活性化と雇用促進・人材確保に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、地域経済の活性化と雇用促進・人材確保に向けた取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、地域経済の活性化と雇用促進・人材確保に向けた取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
観光	取組内容	地域資源を活かした観光振興と物産振興に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、観光振興と物産振興に向けた取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、観光振興と物産振興に向けた取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
その他の産業振興分野	取組内容	産業振興に関するその他のことについて、甲乙連携の下、必要に応じて取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、産業振興に関するその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、産業振興に関するその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

6 環境

環境・衛生	取組内容	脱炭素社会の構築に向けたCO2の削減やエネルギー対策、環境衛生施設の効率化など、環境・衛生事業の推進に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、環境・衛生事業に取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、環境・衛生事業に取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

廃棄物対策	取組内容	廃棄物等の安定的かつ効率的な収集・処理体制の確保に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、廃棄物対策に係る事業に取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
その他の環境分野	取組内容	環境に関するその他のことについて、甲乙連携の下、必要に応じて取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、環境に関するその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
乙の役割	甲の役割	甲や関係機関・団体と連携し、環境に関するその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

7 防災

防災	取組内容	防災教育や訓練を通じた地域防災力の向上と、災害時における防災体制の整備に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、地域防災力の向上と防災体制の整備に向けた取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、地域防災力の向上と防災体制の整備に向けた取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
消防	取組内容	住民の安全を守る体制を確保するため、消防施設等の効率的な運用と適切な消防活動の推進に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、消防施設等の効率的な運用と適切な消防活動を推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、消防施設等の効率的な運用と適切な消防活動を推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

8 生活機能の強化に係るその他の分野

生活機能の強化に係るその他の連携	取組内容	生活機能の強化に係るその他のことについて、甲乙連携の下、必要に応じて取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、生活機能の強化に係るその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、生活機能の強化に係るその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

別表2 [第3条(2)]

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

地域公共交通	取組内容	圏域内の移動手段として、地域公共交通の維持・確保や利用促進に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・交通事業者と連携し、公共交通の維持・確保に向けた取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・交通事業者と連携し、公共交通の維持・確保に向けた取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

2 デジタル・ディバイドの解消へ向けたインフラ整備

ICTインフラ	取組内容	住民サービスのために必要なICT環境の整備と利活用の推進に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・事業者と連携し、ICT環境の整備と利活用に向けた取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・事業者と連携し、ICT環境の整備と利活用に向けた取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

3 道路等の交通インフラの整備

道路インフラ	取組内容	効率的な交通ネットワークの形成など、圏域内の円滑な道路交通の確保に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・事業者と連携し、円滑な道路交通の確保に向けた取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・事業者と連携し、円滑な道路交通の確保に向けた取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

4 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

地産地消	取組内容	生産者と消費者との相互理解や地場産農産物の消費拡大など、地場産品の振興と地産地消の推進に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、地場産品の振興と地産地消を推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、地場産品の振興と地産地消を推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

5 地域内外の住民との交流・移住促進

移住	取組内容	圏域に住民が住み続けるための安定した人口を確保するため、圏域外からの移住促進に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、移住促進の取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、移住促進の取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

域内外交流	取組内容	定住自立圏の取組の圏域内への浸透を図ることで、域内交流を促進するとともに、圏域の魅力や行政情報・暮らしの情報の域外発信により、交流・関係人口の創出に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、域内外交流の取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、域内外交流の取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

6 結びつきやネットワークの強化に係るその他の分野

結びつきやネットワークの強化に係るその他の連携	取組内容	結びつきやネットワークの強化に係るその他のことについて、甲乙連携の下、必要に応じて取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、結びつきやネットワークの強化に係るその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、結びつきやネットワークの強化に係るその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

別表3 [第3条(3)]

資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野

1 人材の育成

人材育成	取組内容	住民や企業、学生によるまちづくり活動や地域活動を促進するため、まちづくりに関わる人材の育成に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、まちづくりに関わる人材育成の取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、まちづくりに関わる人材育成の取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

2 外部からの行政及び民間人材の活用

外部人材の活用	取組内容	民間企業等経験者の活用や国・北海道との人事交流を通じて、まちづくりに関わる人材及び専門人材の確保と行政職員の政策能力の醸成に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、外部人材活用の取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、外部人材活用の取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

3 圏域内市町村の職員等の交流

職員研修	取組内容	行政に必要な知識の習得と資質向上を図るとともに、多様な視点で政策形成できる職員の育成に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関と連携し、職員の育成に取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関と連携し、職員の育成に取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

4 圏域内の公共施設の集約化・共同利用等

公共施設	取組内容	公共施設の立地状況、利用実態等を踏まえた最適配置の調査検討並びに複数市町に跨る公共施設の集約化・共同利用等に向けて取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関と連携し、公共施設の最適配置の調査検討並びに公共施設の集約化・共同利用等に向けた取組みをすすめるとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関と連携し、公共施設の最適配置の調査検討並びに公共施設の集約化・共同利用等に向けた取組みをすすめるとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

5 人材をはじめとする資源を効率的に活用するために必要な事務の共同実施

事務の共同実施	取組内容	人材をはじめとする地域資源の効率的な活用を図るために必要な事務の共同実施に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関と連携し、必要な事務の共同実施に取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関と連携し、必要な事務の共同実施に取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

6 資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係るその他の分野

資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係るその他の連携	取組内容	資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係るその他のことについて、甲乙連携の下、必要に応じて取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係るその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係るその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。